

# 防災タスクフォースの目的、役割について

---

## 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

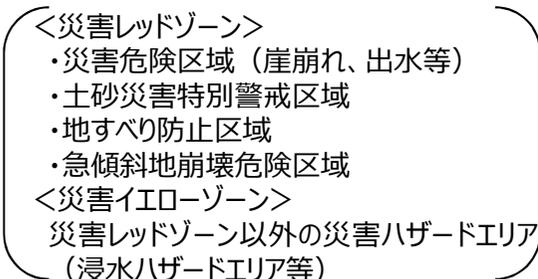
⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

## 法律の概要

### 安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制**
  - 開発許可制度の見直し**
    - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
    - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
  - 住宅等の開発に対する勧告・公表**
    - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする
  - 災害ハザードエリアからの移転の促進**
  - 市町村による移転計画制度の創設**
    - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援支援するための計画を作成
  - 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり**
    - 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
    - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等



### 魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出**
  - 都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進\*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画
- 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出**
  - 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
  - 例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
    - (予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
    - (税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
  - まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**
  - 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占有手続の円滑化
  - \*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)
  - (予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
  - (予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援
- 居住エリアの環境向上**
- 日常生活の利便性向上**
  - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策**
  - 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
  - ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



- 【目標・効果】
- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
  - (KPI) 防災指針の作成：約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年～2025年[2021年:100件 ↗ 2025年:600件])
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
  - (KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

# 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト主要施策

## 3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進

国土交通省 防災減災対策本部(令和2年7月6日)  
「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」(抜粋)

- 人々のすまい方や土地利用についても、自然災害リスクの抑制の観点から、そのあり方の見直しが必要。
- 災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導に加え、災害リスク情報の更なる活用、都市開発プロジェクトにおける防災・減災対策の評価などにより、防災・減災のためのすまい方や土地利用を推進。

**課題**

- ・災害リスクのあるエリアにできるだけ住まわせない規制や誘導が必要
- ・具体的なリスク(例:どの程度の雨で、どの場所が、どの程度浸水するのか)に基づくまちづくりが重要
- ・個別の都市開発プロジェクトにおいても防災・減災の推進が重要

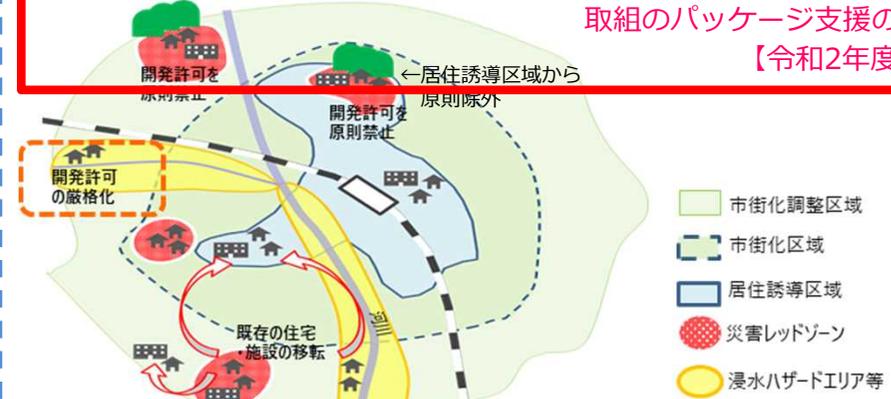
**対応**

- ・都市計画法等改正による災害ハザードエリアにおける開発抑制【令和4年4月施行予定】、同エリアからの移転促進、立地適正化計画の強化(防災指針の追加)【令和2年9月施行予定】
- ・災害リスク情報をまちづくりに活用するためのガイドライン【令和2年度中に策定】や建築物の電気設備の浸水対策を推進するためのガイドライン【令和2年6月策定】により、居住誘導区域の設定や建築物の浸水対策を促進
- ・水災害対策と連携した都市開発プロジェクトにおける容積率緩和制度創設【令和2年夏まで】

### ■ 災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導

- ・災害ハザードエリアにおける新たな開発を抑制【令和4年4月施行予定】
  - ① 災害レッドゾーン※1における自己の業務用施設※2の開発を原則禁止
    - ※1 土砂災害特別警戒区域等 ※2 店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等
  - ② 市街化調整区域の浸水ハザードエリア※3等における開発許可を厳格化
    - ※3 水防法の浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア
- ・災害ハザードエリアに立地している住宅等の移転を促進【令和2年9月施行予定】、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外【令和3年10月施行予定※】、移転促進のための更なるインセンティブ検討
  - ※現状、運用指針において原則除外する旨規定していたところ、政令において規定

・居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成支援のため部局横断・ワンストップの相談体制構築【令和2年夏目途】、指針に基づく取組のパッケージ支援の構築【令和2年度内目途】



### ■ 災害リスク情報を活用したまちづくりの推進

- ・災害リスク情報がまちづくりに反映しやすい形で提供されるよう、モデル都市での検討も行い、ガイドラインを策定【令和2年夏までに骨子提示、令和2年度中にとりまとめ】
  - (例) ・河川氾濫や内水氾濫について、どの程度の雨で、どの場所が、どの程度水に浸るか
  - ・治水事業等の進捗に応じてリスクがどのような場所どのように変化するか 等

### ■ 建築物の電気設備の浸水対策



### ■ 水災害対策と連携した容積率緩和制度の創設

- ・都市開発プロジェクトにおける水災害対策を評価し、容積率を緩和する制度を創設【令和2年夏まで】



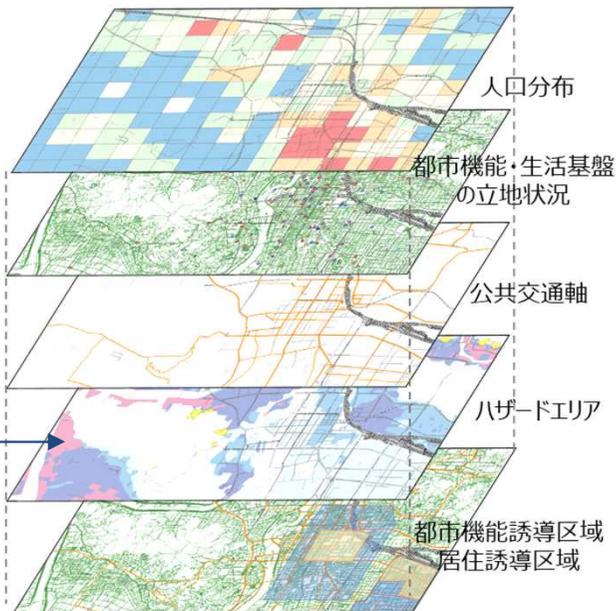
# 防災指針の概要 (都市再生特別措置法第81条)

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

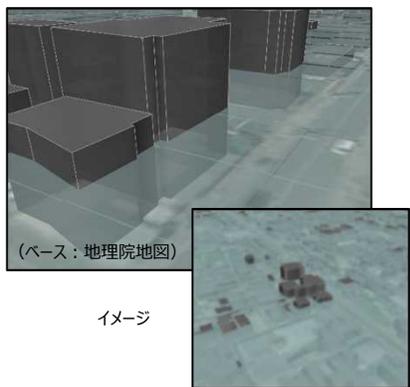
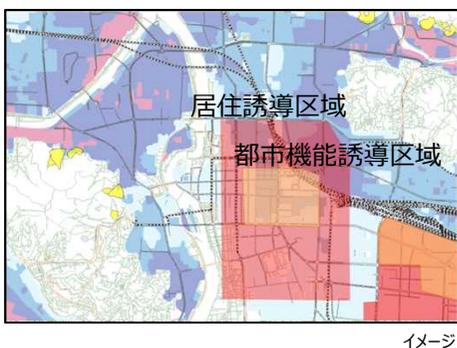
## ■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報  
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- ⋮

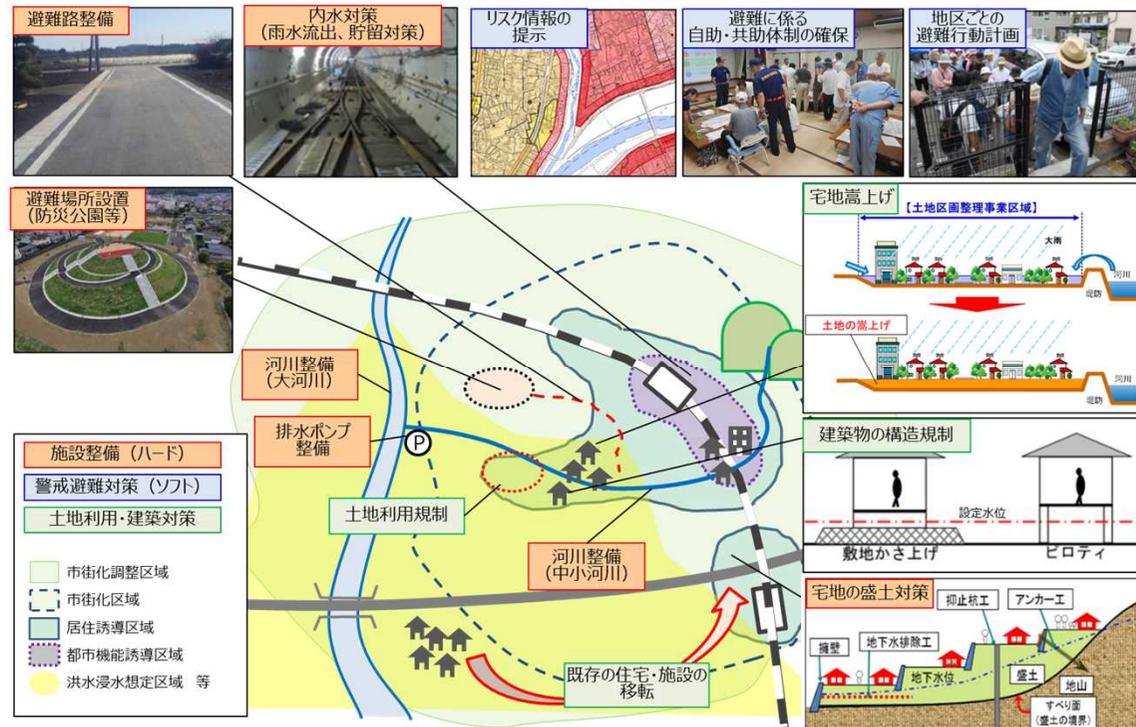


## ■ 都市の災害リスクの見える化



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

## ■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



## ■ 防災対策の実施プログラム (例)

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
警戒避難対策 (ソフト)	リスク情報の提示	市全域	→	
	地区ごとの避難行動計画	市全域	→	
	避難に係る自助・共助体制の確保	市全域	→	
	既存の住宅・施設の移転	居住誘導区域外	→	→
土地利用 (建築対策)	土地利用規制	市全域	→	→
	建築物の構造規制	市全域	→	→
	宅地高上げ	居住誘導区域内	→	→
		居住誘導区域内	→	→

施策	重点的に実施する区域	実現時期の目標		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
施設整備 (ハード)	河川整備 (大川川)	市全域	→	→
	河川整備 (中小川川)	市全域	→	→
	避難場所設置 (防災公園等)	居住誘導区域内	→	→
	避難路整備	居住誘導区域内	→	→
	排水ポンプ整備	居住誘導区域内	→	→
	内水対策 (雨水流出・貯留対策)	居住誘導区域内	→	→
	宅地の盛土対策	居住誘導区域内	→	→

# 「防災タスクフォース」の目的・役割について

## 防災タスクフォースの目的

- 頻発化・激甚化する災害に対して、被害を最小化するための施設整備や避難等の取組の充実に加え、**居住等の誘導を図る地域の安全を確保しつつ都市のコンパクト化を進めることが重要。**
- コンパクトシティ形成支援チームにおいて、防災に関与する部局により**防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断、ワンストップの相談体制として、防災指針の作成や指針に位置付けた施策推進等を支援する。**

## 防災タスクフォースの役割

- 防災指針の作成や、まちづくりにおける防災対策の検討・実施にあたって市町村が活用できる知見や制度について、ワンストップで相談対応。
- 立地適正化計画における防災指針の作成に資する手引き等の作成や、施策の検討・実施を関係部局が連携し、パッケージで支援。
- 他の市町村が防災指針を作成するにあたり参考となるモデル都市の形成と横展開。

## 連携して取り組む防災対策(例)

- 防災まちづくり（防災公園や避難地・避難路、防災集団移転、土地利用・建築規制、災害対応拠点整備 等）
- 宅地防災（造成盛土対策等）
- 治水対策（堤防整備、河道掘削、遊水地整備 等）
- 内水対策（中小河川整備、雨水流出対策、貯留浸透対策、排水ポンプ 等）
- 土砂災害対策（がけ地対策 等）
- 災害リスク情報提供（洪水、内水、土砂災害、津波、高潮 等）
- 警戒避難体制、災害救助
- 都市機能維持に必要な対策（地域エネルギー、備蓄等） 等